

平成18年度第5回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成18年度第5回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成18年8月23日(水) 午前10時00分～12時00分
場所	宇治市役所7階 703会議室
出席者	(委員) 初宿会長 市川委員 松岡委員 川村委員 近藤委員 新田委員 青木委員 保田委員 (事務局) 藤原広報課長 澤畑広報課主幹 波戸瀬主事 堀井主事 エクスターンシップ研修生 (傍聴者) 1名
<p>1 開会</p> <p>2 本日の手順について説明(事務局) 本日の審議事項および配布資料について説明した。</p> <p>3 会議録について 平成18年度第4回宇治市個人情報保護審議会会議録(案)について、案の通り決定した。</p> <p>4 個人情報保護制度の見直しについて(中間まとめの検討)</p> <p>(1) 審議 各項目ごとに、案を事務局が読み上げて、その後、意見交換を行った。</p> <p>○第1 個人情報の定義 (委員) 解説部分1の2行目。「特定の個人を識別することができるもの」というところは、行政機関法第2条第2項と京都府条例第2条第1号の両方を引用するものである。案のように、かぎ括弧をつけるときは正確に引用する必要があるが、2つの規定は同じではないので、1つの文章で両方の規定を正確に引用することはできない。したがって、かぎ括弧はとる方がよい。 (委員) 解説部分1は、「第○条第○項第○号」まで書いていないが、2では書いている。全体的に統一して、条項号を書く方がよい。</p> <p>○第2 収集の制限 (委員) 解説部分1で、現行条例第5条について触れられているので、その後の資料部分に条文を掲載すべきだ。 (委員) 第7条第1項が解説部分2の後に、同条第2項が解説部分3の後に掲載されているのはわかりにくい。一つの枠にまとめて、最後に引用してはどうか。 (委員) 法律家としては、条文がまとめて書かれている方が、関連性を見ることができ</p>	

るのでわかりやすいが、そうではない方の意見はどうか。

(委員) 解説があった後に、その都度引用があった方がわかりやすいのではないか。

(委員) 5ページの資料部分は、「第7条 (略)」となっている。この書き方が誤りではないが、「(第1項、略)」とする方がわかりやすい。4ページの第7条を掲載した部分については、「(2項以下 略)」と書かなければならない。その他の部分についても、単に「(略)」と書くのではなく、何を省略したのかわかるようにする方が良い。

(委員) 解説部分1の1行目の括弧内。「電磁的記録を含む」の後に「。」を挿入すべきだ。

(委員) 条文の「あつて」「よつて」等の「つ」は条例改正の際、どうするのか

(事務局) 宇治市では、条例・規則で小さな「つ」は用いていない。個人情報保護条例だけに、単独で小さな「つ」を用いるわけにはいかない。市全体での検討が必要なので、条例・規則の担当と相談する。

○第3 利用・提供の制限

(委員) 解説部分1の1行目。「現行条例第9条第1項は、」となっているところは、正確には、ただし書きもあるので、「現行条例第9条第1項本文は、」とするか。そうすると、他の箇所でも「ただし書き」等の表現を加えなければならなくなるので、簡略な表現として案のままでいくか。確認しておきたい。

(委員) 案のままで良いのではないか。

○第4 電子的結合の処理制限

(委員) 解説部分の第2段落1行目。「行政サービスの向上や、」の「、」はいらないのではないか。

(委員) 京都市条例の引用の場合には、**参考**となっているが、他の法令等の引用については、「○」となっている。使い分けの理由は何か。

(事務局) 解説部分で、当該条文について触れている場合は、「○」としている。そうでない場合は、**参考**としている。今回の見直しにあたって、京都市条例は、直接的には比較検討の対象としていないため、解説部分ではとりあげていない。しかし、表現等で参考にするべき部分が多かった。そこで、**参考**という表現を用いた。

(委員) 今回の見直しは、共同で事務を行うことのある国や京都府との適合性を課題としている。その意味では、京都市条例はあくまで参考にすぎない。

(委員) 京都市だけが**参考**となっているのは、わかりにくい。全て「○」で引用すれば良いのではないか。

(委員) そうすると、本文の第2段落3行目の「その判断において、」の後に、「京都市条例第11条のように、」を挿入して、京都市条例にも触れておく方が良い。

(事務局) 他の箇所についても、同様の整理をする。

(委員) そうすると、この文章が長くなり過ぎるので、整理する方が良い。

(事務局) 文章を2つに分けて、「なお、電子的結合による個人情報の収集、提供等は、行政サービスの向上や行政運営の効率化に寄与する面がある。そこで、現行条例では、あらかじめ審議会の意見を聴いた場合には電子的結合を認めているが、その判断においては、京都市個人情報保護条例第11条のように、公益上必要があること及び個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていることを基準とすることを明確にすることが適当である。」とする。

○第5 個人情報取扱事務登録

(委員) 結論部分(枠内)について、「個人情報取扱事務登録制度は、」の後に「今後とも」を挿入すべきである。「今後とも維持することが適当」という表現が他の箇所にあり、統一する方が良い。

(委員) 資料部分の現行条例第5条を掲載した箇所は、「個人情報を取り扱う事務(略)」となっているが、ここは略さない方が良くはないか。省略するほどの内容でもない。

○第6 請求権者

(委員) 解説部分1の第2段落2行目。「可能性を生じさせる等」の後に「、」を挿入する方が良い。

(委員) そうすると、その後の「個人情報の保護の観点からは、」の「、」はとる必要がある。

(委員) 第3段落3行目の、「請求権を保障する運用」となっているが、この表現はどうか。「請求を認める運用」とするか。

(委員) 請求権はある。行使を認めるかどうかの問題なので、「請求権の行使を保障する運用」としてはどうか。

(委員) 結論部分(枠内)の1の1行目。「これまでどおり」は、表現の統一を図るため、「今後とも」とする。

○第7 開示・不開示の基本的考え方

(委員) 結論部分(枠内)2について、単に「部分開示の義務を明記することが適当である。」では、わかりにくい。

(事務局) 冒頭に、「開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合における」を追加する。

(委員) 結論部分(枠内)1についても、「開示義務があるとの原則を明記することが適当である。」とする方が良い。

(委員) 説明部分2の第3段落の2行目。「做った」は「做って」に修正する方が良い。

○第8 不開示情報

(委員) 解説部分1の第1段落が、長くて読みにくいので、先に結論を出して、例示を

する方が良い。「現行条例第14条第2項の規定により、本人に代わって法定代理人が開示請求を行った場合には、本人と法定代理人との間で利害が相反する場合があります。例えば、・・・の場合である。」とする。

(委員) 解説部分2の第3段落1行目は、「現行第7号」を「現行条例第15条第7号」とする。その後の資料部分で第5条第7号を掲載する。

(委員) 解説部分2の第1段落3行目、「円滑な執行」とあるが、他の箇所では「遂行」という文言が使われている。この使い分けの仕方はどうするか。

(事務局) 行政機関法は、「遂行」を用いているが、現行条例は「執行」となっている。条例改正の中で、「遂行」に改めることを検討する。

(委員) 解説部分3の第2段落の2行目。「情報公開制度と、・・・個人情報開示制度とでは、開示する基準がおのずから異なることから」となっているが、情報公開条例は「公開」という用語を用いているため、このままでは良くない。

(事務局) 「情報公開制度の公開・非公開の基準と、個人情報開示制度の開示・不開示の基準とでは、おのずと異なるから」とする。

(委員) 解説部分3の1行目。「平成17年4月に情報公開条例が改正される中で、」とあるが、過去なので「された」とする方が良いか。

(委員) 「平成17年4月の情報公開条例の改正により」とすれば良い。この文の2行目の「大幅に改正された」は「大幅に修正された」とする方が良い。

(委員) 解説部分3の3行目。「第15条の不開示情報の改正を行っていない」としている箇所については、不開示情報を改正するのではなく、条例の規定を改正するのだから、「不開示情報に関する第15条の規定の改正を行っていない」に改めるべきだ。

(委員) 解説部分3の①で「人の」と「開示請求者の」のところに下線を引いているが、最終的な答申もこのようにするのか。

(事務局) はい。下線を引いておかないと、どこを修正するかがわかりにくいと思う。

(委員) 「公益」のところに引いた下線は必要ない。

(委員) 解説部分3の①の文章は、第1段落で情報公開条例について述べ、第2段落で個人情報保護条例の場合の具体的な規定の仕方について述べているが、「個人情報保護条例も情報公開条例に倣う方が良い」という前提の部分が抜けているため、わかりにくい文章になっている。追加する方が良いのではないか。

(委員) 解説部分3の第1段落4行目に、「情報公開条例の非公開情報との間で相応の整合性を保った不開示情報に改めることが適当」と述べているので、ここで読み込めるのではないか。そうすると、①から⑥までの全てについて、同じような説明をしなければならなくなるが。

(委員) ①②を除けば既にそのような説明が述べられている。①と②だけ追加すれば良い。

(委員) ②の書き方について。改正する規定を全部書くのではなく、「現行条例第15条第3号ア・イともに、「個人の」を「開示請求者の」と改めることが適当である。」と改

正する部分だけを書けば良いのではないか。

(委員) 解説部分3の④について、現行条例の「執行」という用語を「遂行」に改めることを明らかにするため、1行目の「事務事業の内容と支障の内容とを関連付けて」を、「事務事業の内容と事務の遂行に対する支障の内容」としてはどうか。

また、2行目の「具体的に例示することが適当であるが、・・・」の部分「具体的に例示することが適当である。ただし、・・・」と2つに分ける方が読みやすい。

(委員) 立法者に注意を喚起するため、「遂行」の箇所の下線を引く。

(委員) 解説部分3の⑥の文章は、「いたずらに不開示の範囲が拡大されるおそれがある」ものが何なのか明らかでない。

(事務局) 「この不開示情報は、その解釈と運用によっては、国から受領した文書を一律に不開示とする等、いたずらに不開示の範囲が拡大されるおそれがある。」とする。

(委員) 情報公開条例で、個人情報保護条例第15条第8号に相当する不開示情報が削除されたことが、改正の理由の一つであった。だから、説明の中でそのことに触れる方が良い。冒頭に、「情報公開条例においては、平成17年4月の改正により、現行条例第15条第8号の不開示情報に相当する非公開情報は削除されている。」という文章を入れてはどうか。

(委員) 1行目の「受領」となっているところ、条例の用語に合わせて、「取得」とする方が良い。

(委員) 結論部分(枠内)の3。「適切な不開示情報に改めることが適当である」は、不開示情報を改めるわけではなく、規定を改めるのだから、「適切な不開示情報の規定に改めることが適当である」とすべきだ。また、「適切な規定に改めることが適当」とすると、現行規定が適切でないと思わせるおそれがあるので、「より適切な規定に改めることが適当」とする方が良い。

○第9 存否に関する情報

(委員) 説明部分の第2段落は、長くて読みにくいので2つに分ける方が良い。1行目の「例えば」からはじめて、5行目の「生じ得る」のところで文章を切る。冒頭の「現行条例には存否応答拒否の規定はないが」は、最後の「行政機関法第17条に倣った規定に改めることが適当である。」の直前に持ってくる。

(委員) 第2段落の1行目。「自分に対する苦情を市に言ったことに関する情報」という文章は、違和感がある。(事務局にて、再検討することとなった。)

(委員) 第3段落の2行目。「存否応答拒否については」は、「存否応答拒否についても」ではないか。他の決定(不開示決定等)も行政処分として位置付けられている。

(委員) 第2段落の3行目。「隣人のプライバシーが損なわれる等」の後に、「、」が必要。第1段落の「例えば」として挙げた例示が、ここまでかかっている。

○第10 第三者保護に関する手続き

(委員) 解説部分1の第1段落が、6行にわたる長い文章になっているが、ここまで丁寧に書く必要はないのではないか。3行目の「開示を義務付けるため」から、5行目の「必要であると認められる」までを、「当該」に置き換えて、「当該情報を不開示情報から除外することが適当である旨述べたところである。」とする。詳細は第8の3を見てもらえば良い。

(委員) 第2段落の2行目。「おそれがあるが、」は「おそれがあるので、」にすべきだ。

○第11 訂正等請求及び中止請求

(委員) 解説部分2の第2段落の4行目。「どのような場合にこの規定が必要なのか」は不正確な表現なので、「どのような場合にこの規定が適用されるのか」とする。

(委員) 「ただし書き」の「き」は不要。(結論部分(枠内)の2の1行目、説明部分の2の3行目、第3段落の5行目)

○第12 期限の特例

(委員) 解説部分の第3段落の3行目。「60日以内に開示決定等を行うことにより」は「60日以内に開示決定等を行うとすれば」とする方が、趣旨がよく伝わる。

(委員) 解説部分の第1段落の6行目。「図るため」の後に「に」を挿入する方が良い。

○第13 是正の申し出

(委員) 解説部分の第3段落の2行目。「提起することはできないが、」の部分は、「提起することはできない。」で一度文章を切ってから、「しかし」とつなぐ方が良い。

○第14 審議会における調査審議の手続き

(特に意見はなかった。)

○第15 罰則

(委員) 解説部分1の第2段落の5行目。「以後の段階にわたる複製も同様」の後の「、」は誤り。「。」に改める。

(委員) 解説部分1の第3段落の3行目。「現行の罰則規定の体系は必要」は「現行の罰則規定は必要」が良い。最終段落の1行目。「・・・という要件から」は「・・・という点で」とする方が良い。

(委員) 最終段落の2行目の「これに相当する」は「行政機関法第55条に相当する」ときちんと書く方が良い。

(2) 結論

議論を踏まえた修正案を事務局が作成して各委員に送付し、1週間を目途に意見を集約することとなった。再修正案の調整については、会長に一任されることとなった。

5 報告その他

(1) パブリックコメント、答申等の今後の予定について説明した。

(2) 次回以降の日程調整

次回の開催について、以下の日程において開催することが確認された。

次回 平成18年11月22日(水) 午前10時～

6 閉会